川崎市発生源自動監視システムの計測器等の保守管理に関する要綱

川崎市

(趣旨)

第1 この要綱は、大気に係る発生源自動監視システム(以下「監視システム」という。)の正確かつ円滑な運営を図るため、当該監視システムを設置している事業者に係る流量計、濃度計その他関連機器(以下「計測器等」という。)の保守管理等について、必要な事項を定めるものとする。

(伝送項目)

第2 事業者は、大気汚染物質の排出量の算定に必要な項目を川崎市環境局環境対策 部環境対策推進課(以下「環境対策推進課」という。)に伝送するものとする。

(責任者の設置)

第3 事業者は、計測器等の保守管理に係る責任者を置くものとする。

(定期点検)

第4 事業者は、計測器等を正常に稼動させ、かつ、正確なデータを伝送するため、 各計測器等に必要な定期点検を行い、その結果を記録しておくものとする。

(故障時等の措置)

- 第5 事業者は、次に掲げる場合にあっては、速やかにその旨を環境対策推進課に報告するとともに、復旧に伴う必要な措置をとるものとする。
 - (1) 計測器等の故障
 - (2) テレメータ子局装置の電源断
 - (3) 事業者側における通信回線の不通
- 2 事業者は、ばい煙発生施設を停止し、又は休止しようとするときは、その旨を環境対策推進課に報告するものとする。

(調整中信号の操作)

第6 事業者は、計測器等の故障時及び定期点検を実施しようとするときは、調整中信号の入(ON)の操作を行うものとする。

(定数の見直し)

第7 事業者は、定数について定期的に見直しを行うものとする。

(調査表の届出)

- 第8 事業者は、監視システムの円滑な運営を図るため、川崎市発生源自動監視システムの計測器等の保守管理に関する細目に定める発生源大気自動監視システムに係る調査票を作成し、市長に届け出るものとする。
- 2 事業者は、届出をした調査表を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出るものとする。

(データ修正)

第9 テレメータデータを修正しようとするときは、事業者は、その旨を市長に届け 出るものとする。

(報告書の提出)

- 第10 事業者は、次に掲げる報告書を毎月作成し、市長に提出するものとする。
 - (1) ばい煙発生施設停止実績報告書
 - (2) データチェック報告書

(その他必要な事項)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、環境局長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和54年3月1日から施行する。

附 則 (5川環視第223号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この改正要綱の施行の際現に監視システムを設置している事業者については、第 7の1の規定による届出があったものとみなす。

附 則 (8川環視第196号)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (13川環視第134号)

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (16川環対第338号)

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (25川環対第1429号)

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則 (28川環大第110号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (2川環大第868号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (5川環推第1732号)

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。